

平成30年度第7回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年10月10日（水）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年10月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域	城戸 政治
------	-------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第13号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第14号	許可不要転用届について
報告第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて
議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号	農用地利用集積計画（案）の決定について
	その他

事務局

それでは、始めます。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから平成30年度第7回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

改めまして、おはようございます。ついこの間まで、暑い、暑いつつ言いよったのが、この時期になりますと、朝晩はよほど秋らしくなったなと思います。昼間、日差しの差すつときはあんまり変わらんような暑さでございますけれども、ほんとうに朝晩は涼しい気候になってきました。

世間を見ますと、稲も黄色く色づいて、ああ、もう時期が来るとるなという感じで。今年は台風の発生が異常に多くて、九州直撃は2回ぐらいでしたけど、接近がかなり多くて、皆さんも大変心配されたんじゃないかなと思います。大した被害もないようでよかったなと思います。

それから、いよいよ稲の刈り取りが始まっておりますが、あちこちで農機具の事故が発生しております。みなさんどうか用心して、注意して頑張ってくださいと思います。

今日は第7回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

それでは、本日の出席委員は10名中全員の出席でございます。定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告させていただきます。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

わかりました。それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第14号「許可不要転用届について」、報告第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第23号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、10番石井委員、2番増岡委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。1ページです。

報告第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による合意解約

濱北会長

届がありましたので、次のとおり報告をいたします。議案書の1ページ、受付番号42番から44番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。申請理由につきましても、議案書の記載のとおり合意解約となっております。

簡単ではございますが、以上で報告第13号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません の声有—

ありがとうございます。なければ、報告第13号はこれをもって終わります。

次に進みます。2ページです。

事務局

報告第14号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

報告第14号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

受付番号は5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましては、熊本県が、道路建設に伴います工事用道路として一時的に転用使用するものです。なお、申請地につきましては、平成30年6月10日開催の農業委員会第3回定例会で平成30年9月15日までの一時転用を報告しておりますが、同一事業の別工事において引き続き使用するため、平成31年3月31日までの使用期間の変更ということでございます。

申請地につきましては、4ページから字図等を載せております。長洲中学校の北側になります。また、説明資料1ページに、大まかですがけれども設置予定地の現況写真等を載せております。

濱北会長

以上で報告第14号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、異議なしと認めていいですか。

濱北会長

—異議ありません の声有—

ありがとうございます。それでは、本件についてはこれをもって終了いたします。

次に進みます。6ページです。

事務局

報告第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、報告第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請

濱北会長

中嶋委員

事務局
中嶋委員
事務局
中嶋委員
事務局
濱北会長

濱北会長

濱北会長

事務局

取り下げがありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号3番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

取り下げ理由は、都合により取り下げを行うということでございます。なお、備考に取り下げ前の審議案件を記載しております。

以上で報告第15号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。どうぞ。

許可申請の取り下げは、売買の申請ば取り下げしたんですか。それとも、あそこに駐車場ば建てるっていう、あれば取り下げをしたんですか。

両方です。

売買もなくなったちゅうことですか。

売買は、ここば通らんことには売買できんけんですね。

なら、もう単純に、戻しましたって感じですね。

一旦、この駐車場は白紙になりました。

ほかに何か質問、御意見等はないですか。何でも結構です。

－ありません の声有－

なければ、承認したと認めてよろしゅうございますか。

－異議ありません の声有－

ありがとうございます。報告第15号はこれをもって終わります。

次に進みます。8ページです。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。

まず、受付番号4番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、10ページ以降に字図等を載せております。高田区周辺になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転ということでございます。全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積2万7,996㎡、農作業歴25年の経験があり、家族二人で作業を行っておられます。申請地には、これまで水稲、小麦の作付を行っており、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター2台、田植え機1台、

	<p>コンバイン1台、乾燥機1台、フォークリフト1台を所有されておられます。</p> <p>通作距離につきましては、自宅から5分程度ということでございます。地域との調和要件、役割分担につきましては、これまでも水稲、小麦の作付を行っており、環境保全を鑑み、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うということです。また、水利組合等の地域農業団体の農業維持活動には参加し、協力をしていくとでございます。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、取得後は2万7,996㎡ということで、下限面積の5,000㎡を超えていることから、問題ないと考えております。</p> <p>以上、受付番号4番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。ここで、補足説明を農業委員10番の石井委員にお願いいたします。</p>
石井委員	<p>御説明いたします。</p> <p>この家につきましては、親子間の贈与ということでございまして、さっき説明がありましたように、現在も耕作されているということです。</p> <p>それから、相続時の農地の分散も防げるのでいいことかと思っておりますので、何ら問題ないと思っております。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、担当推進委員の池上章委員に御意見をお伺いいたします。</p>
池上(章)推進委員	<p>ただいま報告がありましたように、親子関係の贈与ということで、何ら問題はないかと思えます。</p> <p>一応、確認をしまして、写真を見ていただくとわかりますけど、2番と3番と6番に米がちゃんと作付されております。これはずっと維持していけるものだと思っておりますので、皆さんの検討をよろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員より説明がありました。この件について質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>なければ、賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号4番については原案どおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p>
事務局	<p>受付番号5番です。事務局より説明をしてください。</p> <p>受付番号5番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書9ペー</p>

ジに記載のとおりです。

申請地につきましては、18ページをお開きください。清里小学校の南側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、譲渡人は遠隔地に居住しており、申請地は譲受人の近所であるため、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積4,719㎡、農作業歴60年の経験があり、家族二人で作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を行うということで、今後も全ての農地を利用するとのことでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、軽トラック1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩1分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を行うということで、申請地周辺は住宅地であるため、近隣には迷惑をかけないように注意をすることです。また、農業の維持・発展に関する話し合いや活動には参加、協力をしていきたいということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5,171㎡で、下限面積の5,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員3番、土山委員、お願いします。

土山委員

3番の土山です。

まず、資料の18ページと19ページに場所が書いてあります。状況はこっちの説明資料の6ページを見てもらうとわかるように、家の西隣ですね。現在、草がちょっと生えていますけど、よく管理してから野菜を植わすということで、何ら問題はないと思います。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。

坂井推進委員

続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井です。

先ほど土山委員がおっしゃられたように、特に問題はないと思います。18ページに申請地が載っておりますが、近隣に接していらっしゃる方ですし、写真を見てもおわかりのように、耕作放棄地とみなしてもいいようなところですので、逆に結構なことじゃないかと思えます。審査のほうをよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について質問等はございますか。

楠田推進委員	楠田です。
	多分、今までは耕作してなかったということですが、簡単に耕耘して栽培されるようになってますか。それとも、重機等ば入れて、木とか何とかば掘ったり何なりされるのか。
濱北会長 楠田推進委員 事務局 楠田推進委員	あそこはちょっと草が生えとるだけで、木は植わってません。 だから、切ってから耕耘すれば、もう。 草切って、柿の木ぐらいな感じです。 木が植わっているところがあるでしょうが。ああいうとはなかとです すね。
事務局 楠田推進委員 事務局 濱北会長	なかです。柿の木とか、そういう感じの木です。 なら、草を切って、処分して、耕耘すれば。 はい、あと問題ないと思います。 ちょうど自分の家の真裏になりますけん、管理もちょうどよかと思 います。
楠田推進委員	写真ば見ると、相当荒れていると思えたから。先のほうには木のい っぱい植わつとるなと思ったとですよ。
濱北会長 楠田推進委員 濱北会長	あそこはたしか何もつくってなかったですもんね、何年かね。 もう長年つくってなかったんですか。 たまに起こしには来よんなつとばってんですね、やっぱり持ち主が もう年寄ってきたんでしょうね。せんごとならしたですもんね。 ほかにないですか。 －ありません の声有－
濱北会長	なければ、農業委員の賛成の方の挙手をお願いいたします。 －賛成者挙手－
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号5番につい ては原案どおり決定いたします。 次に進みます。
事務局	受付番号6番です。事務局より説明をお願いします。 それでは、受付番号6番になります。 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載 のとおりでございます。 申請地については、20ページ以降に字図等を載せております。上沖 洲区周辺になります。 申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7 ページをあわせてごらんください。 申請理由につきましては、譲渡人は労力不足であり、譲受人がこれ まで借用し耕作を行っていたため、売買による所有権移転というこ とでございます。全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、 経営面積10万9,017㎡、農作業歴5年の経験があり、家族5人で作業 を行っておられます。申請地には小麦の作付を行うということで、今

	<p>後も全ての農地を利用するとのことでございます。</p> <p>機械の所有状況でございますが、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、ブームスプレーヤー1台を所有されておられます。</p> <p>通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということでございます。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地にはこれまで同様、小麦の作付を行うということで、農薬の使用方法については地域の防除基準に従うとともに、水路清掃や除草作業など、周辺農家と協力をしていくということでございます。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、取得後は11万1,400㎡であり、下限面積の5,000㎡を越えていることから問題ないと考えられます。</p> <p>以上、受付番号6番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を7番の嶋田委員にお願いいたします。</p>
嶋田委員	<p>7番、嶋田です。</p> <p>今まで借りてつくられていた方が買い受けされるということですので、そこはもう問題なく、現場も同じ人が耕作されるので問題ないかと思えます。</p> <p>より一層管理が行き届くのじゃないかと思えますので、審議のほうをよろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。</p>
池上(春)推進委員	<p>続きまして、担当推進委員の池上春男委員に意見を伺います。推進委員の池上です。</p> <p>今、嶋田委員が言われたとおり、何ら問題はないと思います。よき買い手がおられてよかったですと思います。</p> <p>以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局と農業委員、推進委員の話がありましたけど、この件について何か質問はございますか。</p> <p>確かに、借ってするよりも自分がつになるほうが力が入りますからね。</p>
池上(春)推進委員	<p>息子さんの名義だけが、後継者が続けていかれます。</p>
濱北会長	<p>御意見ございませんか。</p> <p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号6番については原案どおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。24ページです。</p>

事務局

議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第22号「農地法第5条第1項による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。

まず、受付番号14番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、26ページをごらんください。JAたまな長洲供給センター南西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建設による使用貸借権の設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第二種農地と判断しており、申請地のほかに適当の代替地がない場合には原則として許可ができることとなります。

資力につきましては、金融機関からの借入審査案内による融資金額及び残高証明書金額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成31年1月15日着工予定、平成31年7月31日完成予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建設によるものであり、非農家住宅基準面積500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、境界にはブロック塀を設置することで近隣農地への雨水及び土砂流出がないようにするという事です。また、平屋建てのため、日照・通風等の影響を最小限に行うということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道へ、雨水につきましては集水ますから道路側溝へ放流ということですので。

以上、受付番号14番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員8番の大淵委員にお願いいたします。

大淵委員

8番の大淵です。

先般、徳永委員と一緒に見に行きました。少しだけ土地が下がっていたので、埋め立てた後、立派な家が建つんではないかなと思ってお

濱北会長 あります。審議のほど、よろしく願いいたします。

徳永推進委員 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の徳永推進委員に御意見を伺います。

濱北会長 先日、現地確認をしましたがけれども、周辺も宅地が広がっており何ら問題ないと思います。審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま三者の説明がありましたが、この件について質問等は何かございますか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 ありがとうございます。ないようですので、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号14番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。受付番号15番です。事務局より説明をしてください。それでは、受付番号15番です。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

事務局 申請地は28ページをごらんください。梅田のセブンイレブンの北側になります。

事務局 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の11ページをあわせてごらんください。

事務局 申請理由につきましては、個人住宅建設のため、売買による所有権移転となっております。

事務局 申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域、第一種低層住宅専用地域であるため第三種農地と判断しており、原則許可になります。

事務局 資力につきましては、融資予約通知書による融資金額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年12月1日着工予定、平成31年9月30日完成予定ということで、適当と判断しております。

事務局 計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建設によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

事務局 周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、周辺は宅地と道路で囲まれており、造成工事を行うことなく利用できるため土砂流出はないということです。

事務局 その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道

濱北会長

土山委員

へ、雨水については道路側溝へ放流ということです。

以上、受付番号15番の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の3番土山委員にお願いします。

3番の土山です。

場所は28ページを見てもらうとわかります。フェリーから真っすぐグリーンランド方面に行くと道路を上っていきます。セブンイレブンをずっと上がっていきますと、一つ目の信号があります。ここは、私が管理してやりよったです。コスモス植わしたり麦植わしたりしてやりよったです。

去年、12ページを見てもらうとわかりますように、こっち左半分にもう家が建つとります。右半分が、今度、家が建つ土地です。もう整地もしてあります。家が建つばかりです。何ら問題はないと思います。この辺は梅田で一番よか場所です。場所的には高台でいいところだと思います。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。

坂井推進委員

坂井です。

先ほど土山委員がおっしゃられたとおり、全く問題はないと思います。既に造成されておまして、造成後、まだ草も生えてないような状況ですので、早速工事のほうをされたらいいと思います。審査のほうをよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありましたけど、この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

意見がなければ、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号15番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

事務局

受付番号16、17番は関連しておりますので、一括して進めます。事務局より説明をしてください。

それでは、受付番号16、17番になります。

受付番号16番から説明させていただきます。

まず、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、まず30ページをごらんください。清源寺児童公園の西側でございます。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の13ページをまずごらんください。

今回の申請につきましては、既に事業が完了しておりますので追認案件となります。なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対しての始末書が添付をされております。

申請理由につきましては、住宅の一部が境界を越えていたため、贈与による所有権移転となっております。昭和の終わりごろ、譲受人が居宅を新築する際、地主のみで境界確認を行っていたが、改めて測量を行った結果、住宅の一部が境界を越境していたため今回申請するものでございます。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了をしております。

計画面積の妥当性につきましては、既存宅地面積426.84㎡と申請地8.16㎡を合わせた435㎡であり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、既存で住宅が建設されており、周辺に農地はないため問題はないということでございます。

以上が受付番号16番でございます。

続いて受付番号17番になります。こちらも説明資料の15ページをごらんください。

この申請につきましても既に事業が完了しておりますので追認案件でございます。なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対しての始末書がこちらについても添付をされております。

申請理由につきましては、物置設置済みのため、贈与による所有権移転ということでございます。

譲受人の住宅隣地である土地2660-1を自己敷地として長年利用させてもらっていたかわりに申請地に譲受人に物置を建てさせていたため、今回申請するものでございます。

申請地の農地区分につきましては、先ほど説明しましたとおり、都市計画法に定められている用途地域であるため第三種農地と判断しており、原則許可となります。

資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業は完了しております。

計画面積の妥当性につきましては、既存宅地面積283.92㎡と今回の申請地93㎡を合わせた376.92㎡であり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

	<p>転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、既存で物置が設置されており、周辺に宅地化しているため問題ないということでございます。</p> <p>以上、受付番号17番の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。複雑で、わかったようなわからんような。ただいま説明がありました。補足説明を農業委員の5番、松野委員にお願いいたします。</p>
松野委員	<p>5番、松野です。</p> <p>場所は地図を見ていただけるとわかるように、JAから長洲のほうに向かった県道を自転車屋さんのところを南に入ってもらって、以前、農協の倉庫か何かあったところの西側になります。</p> <p>もう30年来、あの辺は変わらないので、説明を受けたときによくはわからなかったんですけど、事務局の説明のとおり、現在、もう30年以上このような状態なので別段問題はないかと思われま。審議のほうをよろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に御意見を伺います。</p>
楠田推進委員	<p>楠田です。</p> <p>位置的には、松野委員が言われたとおり、JAガソリンスタンドの西側100mぐらいですかね。</p> <p>いきさつは、申請人のお年寄りに聞いたら、ずっと前からもう自分たちの土地だったと思とったと。そして、お父さんが亡くなりましたので、息子さんが、ぴしゃっとしとかんばいかんと言うて測量を頼まれたら、お互いに土地が逆になつとったと。あと、この住宅が土地にちょこっとはみ出とったそうで、測量してわかったんだそうです。</p> <p>3人で話し合われて、ぴしゃっと解決してこうやって申請までされたんだと思いますけど、周囲には農地もありません。管理機などが入るような余地もなく、ちょっとした野菜をつくったり庭木を植えたり何だりしてあります。もう今さらどうのこうのもないと思いますけど、申請されましたので、審査をお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。こういう話はよくある話ですもんね。ずっと昔から自分家と自分家と思い込んどる土地が測量してみたら違ごうとったってという話はよく聞きます。これは早くこういうことがわかってよかったですよね。</p> <p>今、三者の意見がございました。何かこの件について御意見ございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>ありがとうございます。なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

濱北会長

－賛成者挙手－

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号16番、17番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

34ページです。最後になります。

議案第23号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第23号、農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、まず35ページが総括表となり、平成30年の期間ごとの総括になります。

続いて36ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積ということになります。

詳細につきましては37ページからですね。37ページが賃借権1件、5筆、6,627㎡、それと、期間借地が次の38ページになります。1筆、839㎡。それと、使用貸借権が39ページですね、3筆、2,214㎡となっております。

続きまして、40ページからが所有権移転になります。

40ページが買い手の一覧になります。筆ごとの詳細につきましては、41ページ、所有権移転1件、1筆、986㎡となっております。

以上、議案第23号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

－ありません の声有－

濱北会長

なければ、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号は原案どおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから、その他について何か御意見はございませんか。

－ありません の声有－

濱北会長

なければ、事務局のほうから何か。

(その他事務局説明)

1. 農業委員会ブロック別研修会について

濱北会長

これをもちまして平成30年度第7回長洲町農業委員会定例会を閉

事務局

会いたします。
起立。礼。

閉会（終了 午前10時52分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印